

産業厚生建設委員会会議録（令和2年12月17日）

出席委員 尾崎委員長 角川副委員長 脇坂委員 浦田委員 開田委員 中川委員  
高橋委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市長 石川副市長 網谷産業民生部長 岩城建設部長  
藤田産業民生部理事 澤口建設部参事 結城市民健康セン  
ター所長 黒川農林課長 石川市民課長 石川福祉介護課  
長 長崎商工水産課長 高倉まちづくり課長 荒俣公園緑  
地課長 長瀬上下水道課長 石坂生活環境課主幹 小川観  
光課主幹 北島建設課主幹

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 永田主幹

午前10時00分開会

**尾崎委員長** ただいまから、令和2年12月定例会産業厚生建設委員会に付託された案件を  
審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

浦田竹昭委員、開田晃江委員にお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

議案第71号から議案第76号及び議案第78号から議案第80号の9議案を一括して議題と  
いたします。

まずは予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算案の説明については、全体委員会でのみすること  
なっております。よって、議案第71号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第5号）、  
議案第72号 令和2年度滑川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第73  
号 令和2年度滑川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、議案第74号 令  
和2年度滑川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第75号 令和2年度  
滑川市下水道事業会計補正予算（第1号）については、当委員会での説明はしないこと  
といたしますが、当局から追加して説明があればお願いいたします。

(特になし)

**尾崎委員長** ないようでしたら、これより質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

**開田委員** すみません、予防費のPCR検査の一部補助金というのは、ここでもよろしいんですよね。

**尾崎委員長** あ、そうですね。

**開田委員** ここの第4款2で、予防費ですが……

**尾崎委員長** 何ページ。

**開田委員** ごめんなさい、71-17ページです。この感染症予防対策費、一応2万円でしたら、400万円だから、200人け。200人ですよ。200人という対象者というのは、今のところ、どういう人を対象としておられるんですか。

**結城市民健康センター所長** 現在の対象者についてご説明いたします。まず、対象の要件といたしまして、各都道府県の新型コロナウイルス感染拡大の発令中の地域を往来されました本人でありますとか、またこの地域の在住者と接触したため不安の要件がある方の、まず65歳以上の高齢者、この方々を150人想定しております。こちらのほうは、この事業につきまして、国のほうの要綱の中に、約、65歳以上の人口の1.5%を対象と見るという試算がございまして、本市の場合、65歳以上の人口は9,800人ですので、その1.5%ということで150人見ております。

それと、2つ目の基礎疾患を有する方を50人想定しておりまして、合計200人です。この基礎疾患を有する方は、身体障害者手帳1級、内部機能障害を取得されている方で、12月1日現在、この要件に該当される方は45人おられます。合計で200人を想定しているところであります。

**開田委員** そしたら、介護職とか看護職とかそういう人たちをこうするというのは、今のところない状況。市内におられる介護職、看護職、いろんな意味でその人たちと触れ合う人たちの分は、今のところ入っていないということですか。

**結城市民健康センター所長** その介護職という職業のほうではなく、その方が、今この対象のここに立ち戻りまして、65歳以上の高齢者であられる方は、こちらの要件で入ってこられますけれど、入り口として、今おっしゃったような介護職とかの方、ケアされたりとか、そういう方としての対象の位置づけは、この事業についてはございません。

**開田委員** すみません、そしたら、滑川市のこの事業ではないけども、看護師さんとか

介護士さんとか、そういう方々は医療面とか何か別のものがあるんですか。

**石川福祉介護課長** 古沢議員の代表質問の中で答えさせていただいたところでもありますけれども、富山県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業という補助がございまして、市で言えば衛生費補助金ということで各事業所に配ったかと思えますけれども、その県のバージョンのものが補助のものがありますので、その中で、もしも介護従事者の方で、必要でPCR検査を受けられたとすれば、この補助の活用をしていただいて、それで検査費用も申請していただければいいということなんです。

**開田委員** そしたら、窓口が全然違う状態で、PCR検査、濃厚接種者がおられたとなれば健康センターで、その皆さんに携わる人たちに関しては福祉課という形になるがけ。

**石川福祉介護課長** 濃厚接触者という表現になりますと行政検査ということで、またそれはそれで別なんです。陽性と判明された方及びその方の家族とかで濃厚接触者と言われた方は、行政検査でまず検査を受けられます。そういう方々ではない、とっても疑わしいと言われていないけれども、自分は感染が激しい地域とかに行かれた方と接触したりして不安があるとかそういう方々に対して、この4款の衛生費であったりですか、従事者であれば県の補助を使ったりとかということになっていきます。

**開田委員** 分かりました。

そしたら、窓口として、心配だわとか何かそういうふうに、どうしても東京に行っこんにゃあかんかったから相談というのは、窓口は福祉課で。健康センターですかね。

**結城市民健康センター所長** まず、この新型コロナウイルスの感染症に対する今のこの事業のことにつきましても、総合的な相談窓口は、市としては市民健康センターの位置づけになっておりますので、お話をお受けした中で、また関係課に連絡調整したいと思います。

**開田委員** じゃ、心配になれば健康センターへということですね。

**結城市民健康センター所長** はい、そうです。

**開田委員** よろしく願いいたします。

以上です。

**尾崎委員長** ほかにございせんか。

**上田市長** 今の開田委員さんの質問は、言われることは分かるんですが、それよりも、私、言いましたとおり、国と県と市と連動しているものは、精査しながら伝えていくということになりますので、市単独でやれるものはやります。ですが、県も国もやっている

ことと、重複しないように気を付けながら進めていきたいと思いをします。

**開田委員** ありがとうございます。

**尾崎委員長** ほかにございませんか。

(質疑する者なし)

**尾崎委員長** ないようでしたら、引き続き予算以外の議案についての説明に入ります。

議案第76号 滑川市工業振興条例の一部を改正する条例の制定についてから、順次、当局より説明願います。

**長崎商工水産課長** それでは、議案集の76-1ページのほうをご覧ください。議案第76号 滑川市工業振興条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案資料集のほうでご説明させていただきます。ページのほうは1ページになります。

1番、制定(改正)の理由でございます。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和2年10月1日に施行されたことから、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものでございます。

2番の改正の内容につきましては、条例第10条におきまして、引用法令の題名の改正を行うものでございます。

3、施行期日につきましては、公布の日。ただし、令和2年10月1日から適用するものでございます。

説明は以上になります。

**小川観光課主幹** 議案集78-1ページをお願いいたします。議案第78号 滑川市ほたるいか観光施設の指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、ほたるいか観光施設、ほたるいかミュージアム及びタラソピアになりますが、指定管理者を指定するものでございます。指定管理者は株式会社ウェーブ滑川で、指定の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

続いて、79-1ページをお願いいたします。こちらは海洋資源振興課の所管になります。議案第79号 滑川市海洋深層水分水施設の指定管理者の指定についてでございます。

同じく地方自治法の規定により、海洋深層水分水施設アクアポケットの指定管理者を指定するものでございます。指定管理者は株式会社ウェーブ滑川で、指定の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間でございます。

以上でございます。

**荒俣公園緑地課長** 議案集の80-1ページをお願いいたします。議案第80号 滑川市東福寺野自然公園の指定管理者の指定についてであります。

1、管理を行わせる施設の名称につきましては、滑川市東福寺野自然公園で、所在地につきましては、滑川市東福寺野字下平であります。2、指定管理者は、一般財団法人滑川市文化・スポーツ振興財団であります。3、指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間あります。

以上であります。

**尾崎委員長** では、質疑に入ります。

質疑のある委員は、挙手の上、発言願います。

ございませんか。

(質疑する者なし)

**尾崎委員長** 質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論をご希望される委員の方はお申出願います。

(討論する者なし)

**尾崎委員長** 申出がないので、討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第71号から議案第76号及び議案第78号から議案第80号の9議案を一括して採決を行います。

議案第71号 令和2年度滑川市一般会計補正予算(第5号)

第1表 歳入 所管部分

歳出 第3款 民生費

第4款 衛生費

第7款 商工費(ただし、財政課所管分を除く)

第8款 土木費

第2表 債務負担行為 所管部分

議案第72号 令和2年度滑川市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第73号 令和2年度滑川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

議案第74号 令和2年度滑川市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第75号 令和2年度滑川市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第76号 滑川市工業振興条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 滑川市はたるいか観光施設の指定管理者の指定について

議案第79号 滑川市海洋深層水分水施設の指定管理者の指定について

議案第80号 滑川市東福寺野自然公園の指定管理者の指定について

賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

**尾崎委員長** 賛成全員。よって、付託案件、議案第71号から議案第76号及び議案第78号から議案第80号の9議案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

午前10時16分議決

**尾崎委員長** 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他事項で当局のほうから何かありましたらお願いします。

**高倉まちづくり課長** 今回まちづくり課からは、市長提案理由で説明のありました、高塚地内における倒壊のおそれのある建物について、当市としては初めてとなる空き家の行政代執行を行う予定としております。その詳細をご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく行政代執行等になります。

まず、1の概要ですが、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」の特定空家等と認められる建築物について、法第14条第3項及び行政代執行法第3条第1項の規定により、所有者に対し必要な措置、ここで言う必要な措置というのは老朽化対策になります。必要な措置を講じるよう命じているところであります。期限までに対策が講じられない場合は、法第14条第9項及び第10項の規定に基づき、行政代執行法の定めるところに従い、行政代執行及び略式代執行を実施するものであります。なお、空家特措法に基づく代執行は、いずれも本市においては初めてとなります。

続きまして、2の特定空家等の状況です。まず、(1)所在地ですが、高塚字地藏堂2957番2ほか7筆になります。滑川漁港周辺の市有地であります。今回の対象物件は、市有地のほか、一部民有地も含めて建築されている物であります。図面では、後ほど説明さ

させていただきます。(2) 対象物件の登記の内容ですが、用途はもともとは工場で、構造につきましては木造瓦ぶき平屋建てとなっております。床面積は165.28平米、約50坪になります。建築年は、登記簿上、確認できませんでした。所有者は市外の個人の方になります。その他としまして、工場内の附属設備として冷蔵庫があります。構造につきましては、コンクリートブロック造陸屋根平屋建て、冷蔵室のような物になります。床面積は42.66平米、約13坪。建築年は昭和45年。所有者は市内の法人になりますが、この法人は平成27年1月20日に法務局で職権解散の扱いになっております。いわゆるみなし解散になった形になっております。

大きい3番、経緯ですが、ここに書いてあるのは、今回法定手続の部分を抜粋したものにになります。まず、(1) 令和2年1月30日ですが、対象物件の工場を法の第2条第2項に規定する特定空き家等として認定しました。危険な空き家として認定したものであり、代執行する最初の手続になります。(2) 同年2月6日には、工場の所有者に対し、法第14条第1項に基づき、指導書を通知しました。助言や指導をしたものであります。履行期限は令和2年4月30日までとしました。

2ページをお願いします。(3) 同年5月7日、同じく工場の所有者に対し、法第14条第2項に基づき、必要な措置を講じるよう勧告書を通知しました。履行期限は7月31日までです。その下、(4) 同年8月5日、同じく所有者に対し、法第14条第4項に基づき事前命令書を通知したものであります。対策を講じないため、弁明の機会を与える通知書になります。これまで履行期限に対して全然対策を講じてこられなかったものですから、(5) 同年8月31日には、同じく所有者に対し、法第14条第3項に基づき命令書を通知しました。あわせて、所有者と今後の流れを説明したものであります。法第14条第11項に基づきまして、市役所前の掲示板、ホームページで措置を明示した旨を公告しております。あわせて、第12項に基づき、建物の現地にも措置の内容を記載した標識を設置したものであります。同じく、冷蔵庫の所有者なんですが、法人が解散していることから確知できないものということで、法第14条第10項に基づき、命令書を掲示板とホームページで公告したものであります。履行期限は令和2年10月31日までとなっております。(6) 10月末の履行期限も守られないものですから、11月4日には、工場の所有者に対し、行政代執行法第3条第1項に基づき戒告書を通知しました。履行期限は令和2年12月31日、今月末の予定としております。もしここで不履行であれば、まちづくり課とすれば、粛々と代執行を進めることになります。

これで一応法的な手続は終えておりますが、これまでも市は建物の関係者と協議を重ねておりました。なかなか理解をいただけないことから、今年1月に空き家のほうの法律に基づき、手続に着手したものであります。

大きい4番、執行の内容ですが、2つの建物のうち工場につきましては、法第14条第9項に基づき、行政代執行により全部除却するものであります。附属設備の冷蔵庫につきましては、同条第10項に基づき、略式代執行により除却するものであります。略式代執行につきましては、登記上の所有者である法人は法務局の職権で解散しており、過失がなく、その措置を命ぜられるべきものを確知することができない状態であることから、これらの状態にあるものにつきましては略式代執行に該当するというので、そのように対応させていただく予定としております。

大きい5の執行の予定日なのですが、年明け令和3年2月9日火曜日、1日で予定をしております。なお、季節柄、予備日として翌日10日も含めております。なお、スケジュール的には、年明け早々、解体処分の入札手続に入る予定としております。

大きい6番の概算費用及び支出科目についてですが、解体処分費として約400万を見込んでおり、空き家対策推進事業費の中から執行する予定としております。

大きい7番の費用の請求ですが、工場の所有者へは、行政代執行法第5条に基づき請求させていただきます。冷蔵庫の所有者は、法人が解散し確知できないことから、請求はできませんが、県単事業の補助率3分の1、上限50万円の補助事業を活用する予定としております。

最後、3ページをお願いします。図面関係になります。

まず、上の図面につきましては、位置関係でありまして、滑川漁港周辺の建物の場所を記しております。付近には県の水産研究所があります。

真ん中ほどの航空写真ですが、この赤枠の部分が今回行政代執行の対象となる物件を上から撮影したものになります。

下のほうの写真につきましては、まず左側の写真が、漁港内の道路から、正面から撮った状態です。もう既に半壊の状態になっていることが分かると思います。この②の赤枠の中に別法人の冷蔵庫、冷蔵室があります。右側の写真につきましては、これは行政代執行する建物の、高塚町内側から撮った状態になります。

以上で説明は終わります。

尾崎委員長 では、質疑に入ります。

質疑のある委員の方は、挙手の上、発言願います。

**中川委員** いろいろと通知されておるんですが、その前の段階で、持ち主との交渉という  
か、向こうはどういうことを回答しておるんですか。

**高倉まちづくり課長** まず……

**上田市長** ちょっと待って。

極めて取扱いが難しい問題でありますので、この後、議事録をいったん止めて、質問を受けたいと思いますがいかがですか。もう少し、正式には言いにくい話もあると思うので、ひとつ議員さん方に、議事録を止めて、いろいろ回答をさせていただきます。だから、少し踏み込んで回答して。

**尾崎委員長** そしたら、暫時休憩します。

午前10時29分休憩

午前10時39分再開

**尾崎委員長** それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

その他の事項でございます。

ほかに当局のほうからございませんか。

(特になし)

**尾崎委員長** ないようですので、委員の方から何かありませんか。

**角川副委員長** 今回、これは特措法によるところの代執行で思い切った手を取られることになりましたけど、何かほかにもここ以外の物件でこういったことを検討されているような場所ってあるんでしょうか。

**高倉まちづくり課長** 今後、市のほうで空き家の行政代執行法のノウハウを得ることになりますので、これを基に、危険と思われる空き家については対処していく考えであります。

**角川副委員長** 以前にも議会で何度か取り上げた常盤町の空家があったりとか、うちの町内にも持ち主が分かっておるのに何もしてもらえない倒壊寸前の家とかもちらほら、あちこちに見えますので、これはまたいろいろと手を尽くしていただけるようよろしくお願ひします。

**尾崎委員長** ほかに、委員の方から、ありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 じゃ、私、ひとつ。

コロナウイルスのワクチン接種の件で、実際にやるのは各自治体でというようなことで、新聞によりますと、3月頃からそのワクチン接種が開始されるような報道であったかと記憶しておるんですけど、今、具体的に、厚労省のほうからそういった通知があったりとか、あるいは準備作業に対応されているのであれば、今日のお話できる内容で結構ですので、例えば場所はどこでやるだとか、そういうようなところまで、皆さん興味があるところではないかなと思うものですから、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

結城市民健康センター所長 議員さんがおっしゃった新聞報道では3月頃といったようなことも一部ありましたんですけど、実際のところ、それに向けてのということが明確には動いておりません。

そういった中で、議会の答弁にもありましたように、国からは、この接種体制の確保の要綱というものが来ております。それと、実施要領。それから、想定される業務例でありますとか留意事項といったものが通知されておまして、万一早くそういった体制が進展した場合には、すぐに対応できるように、実施主体であります市町村は準備をしておくようにという通達が来ております。

その中で、現場といたしましては、現在の取組なんですけれども、業務例ということで、実際に想定される接種医療機関との調整でありますとか、住民に対する広報をどういったふうにするとか、様々、段階に応じたことが提示されているんですけども、そういったことを推進していくための職員の分担、業務の分担をあらかじめ想定案としてつくっております。

それから、今後は、接種の体制なんですけれども、従来新型インフルの場合は集団接種が前提とされていたんですけど、このたびは予防接種法の改正ということで、どちらかといいますと、個別の接種を前提にと、少し内容が変わってきております。

新型コロナウイルス、インフルの場合の接種体制については案を想定していたんですけども、その内容と実施の体制が変わるということがありましたので、今後、原則個別接種という中で、うちの場合は、想定される接種回数なんですけれども、どれだけの接種希望者が出るかは分かりませんが、一応義務接種という中で、例えば3万人の方が対象となった場合、2回接種と言われておりますので、計6万回の接種が必要になります。これをなるべく迅速に希望される方、優先順位をつけられた方、順番に接種していくと

ということの中におきまして、医師会の中で一番大きくお願いしたいのは、厚生連滑川病院なんですけれども。

といいますのは、想定されているワクチンが3種類ありますが、一部報道もされておりますけれども、大変温度の低い、マイナス70度ほどの冷凍のそういった装置が必要であるとか、そのワクチンの場合は、溶解した後に生理食塩水で溶かして、一度に100人ぐらいの単位で、ワクチンが無駄にならないように接種していくようにというような注意事項も出ております。また、アンプルでも10人取れる物とかもありまして、こういったワクチンが配布されるかといったものも、まだ決定はされておられません。

様々なそういったワクチンの種別に応じた各医療機関さんの機能分担ということで、まず、この後厚生連さんにも、そういった体制でおっていただけるかということの相談でありますとか、あと医師会のほかの個々の開業医さん、十何か所ございますけれども、接種を効率よくする場合には、内科とかそういったところによらず、幅広く医療機関さんにご協力いただきたいというこちらの胸もご相談いたしまして、1日に何か所持ってもらえるか、そういったことの調整を今後進めていく予定で、試案のほうををつくっているところであります。

ほか、今盛んに、大きな対象のものでありますから、ふだんのこの行政の職員の中での対応というものが大変困難になってきます。そのために外部に委託ということも、要綱の中でも10分の10の補助で展開してよいということになっておりまして、対象者に対する予診票の配布でありますとか、それからいろいろなコールセンターですね。質問とかそういったものに対しても、たくさんの質問が殺到した場合の対応等も外部委託でありますとか、実際そういった発信がされておるものですから、請け負えますということで業者のほうからアプローチのほうも二、三件、健康センターのほうにあります。

そういったところで情報を今整理しているところなんですけど、ちょうどあした18日に厚労省のほうでこの体制に関するオンライン説明会が予定されております。明日の2時から4時までということで、今それを聴取することで準備をしているんですけれども、明日の発表でかなり情報が前進するのではないかと期待しているんですけれども、現在のところ、そういった通知に従いまして、このような取組で、できるところから準備を進めているところでございます。

以上です。

**尾崎委員長** 分かりました。ありがとうございます。

ほかに、委員の方、ありませんか。

(質疑する者なし)

**尾崎委員長** では、ないようですので、以上で産業厚生建設委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前10時48分閉会